髙和果公報

目 次

規則 ◎議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関 する条例施行規則の一部を改正する規則 告示 ○県統計調査の実施 (統計分析課) ○保安林の指定施業要件の変更予定に係 る通知の掲示(6件) (治山林道課) ○漁船損害等補償法による同意成立 (漁業管理課) ○漁船損害等補償法による付保義務消滅(") ◎告示(建設省所管海岸保全区域の指 定)の一部改正 (港湾・海岸 ○高知県収入証紙売りさばき人の指定 (会計管理課) 高知県人事委員会規則 ◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規 7 入札公告 ○一般競争入札(室戸高等学校外47校で 使用する雷気) の公告 (会計管理課) ○一般競争入札(全身用X線CT診断装 置の購入)の公告 (公営企業局 県立病院課)

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年8月21日

高知県知事 尾﨑 正直

高知県規則第60号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年高知県規則第26号)の一部を次のように改正する。

第3条に後段として次のように加える。

負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺

族(次条第2項において「被災職員等」という。)からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があった場合も、同様とする。

第4条中「報告」を「規定による報告」に改め、同条に次の1 項を加える。

- 2 実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務により 生じたもの又は通勤により生じたもののいずれでもないと認定 したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、被災職員 等にその旨を通知しなければならない。
- (1) 実施機関の長の職氏名
- (2) 被災職員の氏名
- (3) 傷病名
- (4) 災害発生年月日
- (5) 公務上の災害又は通勤による災害でないと認定した理由 第26条を第27条とし、第25条を第26条とし、第24条を第25条と し、第23条の2の次に次の1条を加える。

(審査の申立ての教示)

第24条 実施機関は、条例又はこの規則に基づく補償に関する通知をするときは、第21条に定めるところにより審査の申立てをすることができる旨を教示するものとする。

別記第2号様式を次のように改める。

П

第2号様式(第4条関係)

第 号 年 月 日

囙

様

(実施機関の長の職・氏名)

公務災害 (通勤災害) 認定通知書

下記の災害については、公務上の災害(通勤による災害)に該当することを認定しましたので、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年高知県条例第32号)第3条第2項の規定により通知します。

記

- 1 被災職員の氏名
- 2 傷病名
- 3 災害発生年月日

(審査申立てに関する教示)

この認定に不服があるときは、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等 に関する条例第19条第1項の規定に基づき、公務災害補償等審査会審査会に対し、 審査を申し立てることができます。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第661号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成 21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。

平成30年8月21日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 調査の名称 県民世論調査
- 2 調査の目的

県民のニーズ・意識等を把握し、県政運営の基礎資料を得る ため。

- 3 調査対象の範囲
- (1) 地域

県内全域

(2) 単位

人

(3) 属性

満18歳以上の県民

- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
- (1) 報告を求める事項
 - ア 県の基本政策について
 - イ 第3期産業振興計画ver.3について
 - ウ がん検診について
 - エ ジェネリック医薬品の使用促進について
 - オ 地域地域で安心して住み続けられる県づくりについて
 - カ 人口減少社会を踏まえた女性の活躍促進について
 - キ いじめ防止対策について
 - ク 夜間中学について
 - ケ 動物 (犬猫) の愛護及び管理について
- コ あなたご自身のことについて
- (2) その基準となる期日

調杏日現在

- 5 報告を求める者
- (1) 数

3,000人

(2) 選定方法

県内を7広域圏に分け、当該広域圏に所在する市町村の選挙人名簿より、満18歳以上の県民を層化二段無作為抽出法により選定する。

- 6 報告を求めるために用いる方法
- (1) 調査組織

0

県が民間業者を経由して報告を求める。

(2) 調査方法

郵送調査

7 報告を求める期間

平成30年8月下旬から同年9月中旬まで

高知県告示第662号

平成30年3月高知県告示第266号で告示した指定施業要件の変 更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森 林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指 定施業要件を変更する予定の通知の内容を宿毛市役所に掲示する とともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成30年8月21日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 所在不分明の森林所有者
- (1)ア 登記簿記載の住所 東京都小金井市緑町五丁目22番7号
 - イ 氏名 岡村 勲
- (2)ア 登記簿記載の住所 神奈川県大和市下鶴間2310番地1
 - イ 氏名
 - 小松 敬奉
- (3)ア 登記簿記載の住所 幡多郡小筑紫村伊与野12番屋敷
 - イ 氏名

鎌田 義馬太

- (4)ア 登記簿記載の住所
 - 幡多郡小筑紫村伊与野1417番地
 - イ 氏名

稲野 尚武

- (5)ア 登記簿記載の住所
 - 幡多郡小筑紫村伊与野15番屋敷
 - イ 氏名

松田 友太郎

- (6)ア 登記簿記載の住所
- 幡多郡小筑紫村伊与野24番屋敷
 - イ 氏名

小島 光馬

- (7)ア 登記簿記載の住所
 - 幡多郡小筑紫村伊与野31番屋敷
 - イ 氏名

尾崎 喜久次

- (8)ア 登記簿記載の住所
 - 幡多郡小筑紫村伊与野35番屋敷

イ 氏名

稲野 藤馬

- (9)ア 登記簿記載の住所
 - 幡多郡小筑紫村伊与野3番屋敷
 - イ 氏名

上岡 信雄

- (10)ア 登記簿記載の住所
 - 幡多郡小筑紫村伊与野469番地
 - イ 氏名

橋村 荒太郎

- (11)ア 登記簿記載の住所
 - 幡多郡小筑紫村伊与野52番屋敷
 - イ 氏名

鶴羽 喜久次

(12)ア 登記簿記載の住所

幡多郡小筑紫村伊与野55番屋敷

イ 氏名

池田 林太郎

(13)ア 登記簿記載の住所

幡多郡小筑紫村伊与野56番屋敷

イ 氏名

飯田 平馬

(14)ア 登記簿記載の住所

幡多郡小筑紫村伊与野573番地

イ 氏名

上岡 東吾

(15)ア 登記簿記載の住所

幡多郡小筑紫村伊与野61番屋敷

イ 氏名

新谷 良太

(16)ア 登記簿記載の住所

宿毛市小筑紫町伊与野68番屋敷

II 010.1 2000.10 1210

イ 氏名

池田 鶴吉

(17)ア 登記簿記載の住所

幡多郡小筑紫村伊与野73番屋敷

イ 氏名

塀岡 達次

(18)ア 登記簿記載の住所

幡多郡小筑紫村伊与野74番屋敷

イ 氏名

上岡 原次

(19)ア 登記簿記載の住所

幡多郡小筑紫村伊与野75番屋敷

イ 氏名

松岡 孫太郎

- (20)ア 登記簿記載の住所 幡多郡小筑紫村伊与野76番屋敷
 - イ 氏名

弘畠 壱太郎

(21)ア 登記簿記載の住所

幡多郡小筑紫村伊与野77番屋敷

イ 氏名

松岡 弥三吉

(22)ア 登記簿記載の住所

幡多郡小筑紫村伊与野85番屋敷

イ 氏名

尾崎 清吉

(23)ア 登記簿記載の住所

幡多郡小筑紫村伊与野88番屋敷

イ 氏名

依岡 岩太郎

(24)ア 登記簿記載の住所

幡多郡小筑紫村伊与野88番屋敷下1番戸

イ 氏名

浦田 清次

(25)ア 登記簿記載の住所

幡多郡小筑紫村伊与野481番地

イ 氏名

浦田 国馬

(26)ア 登記簿記載の住所

幡多郡小筑紫村伊与野476番 1 号地

イ氏名

岡松 庄太郎

- 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保 安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年12月農林水産省告示第2677号

(2) 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・

期間及び樹種について

高知県告示第663号

平成30年3月高知県告示第268号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成30年8月21日

高知県知事 尾崎 正直

1 所在不分明の森林所有者

呆

账

(1)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 中岡 市吾 (2)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 中岡 鉄次 (3)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 坂本 百次 (4)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 中岡 弁次 (5)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 中村 達次 (6)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 中岡 銀内 (7)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 中岡 萬六 (8)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 中岡 亀右ヱ門 (9)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 中岡 兼八 (10)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 伊藤 元次 (11)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 松崎 久蔵 (12)ア 登記簿記載の住所

住所なし イ 氏名 松崎 新蔵 (13)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 松崎 紋吾 (14)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 松崎 馬平 (15)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 松崎 卯太郎 (16)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 松崎 長次 (17)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 松崎 丹次 (18)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 中岡 長吾 (19)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 中岡 寅次 (20)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 山崎 儀之助 (21)ア 登記簿記載の住所 十佐郡十佐町田井802番地 イ 氏名 大石 敦子

(22)ア 登記簿記載の住所

伊藤 敦子

(23)ア 登記簿記載の住所

イ 氏名

香川県観音寺市観音寺町甲717番地

吾川郡富岡村日浦172番地イ2

イ 氏名 津野 速茂 (24)ア 登記簿記載の住所 イ 氏名 津野 速茂 安林として指定された目的 (2) 変更後の指定施業要件 期間及び樹種について 高知県告示第664号 平成30年8月21日 1 所在不分明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 イ 氏名 地主神社

吾川郡池川町日浦172番地イの2

- 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年10月農林水産省告示第1860号

立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・

平成30年3月高知県告示第270号で告示した指定施業要件の変 更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森 林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指 定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係町役場に掲示する とともに、次のとおりその要旨を告示する。

高知県知事 尾﨑 正直

- - 吾川郡神谷村中追字ハシモト1910番地

(2)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町十居甲949番地

イ 氏名

脇 金三郎

(3)ア 登記簿記載の住所 吾川郡名野川村峠ノ越

(4)ア 登記簿記載の住所

吾川郡吾川村名野川231番地

イ 氏名

吾川郡池川町十居甲998番地

イ 氏名

大原 高恵

(6)ア 登記簿記載の住所

イ 氏名 菜野川神社

日浦 郷一

(5)ア 登記簿記載の住所

吾川郡富岡村日浦30番屋敷

イ 氏名 小笠原 生亀

(7)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町日浦102番地

イ 氏名

小笠原 一夫

(8)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町楮原353番地

イ 氏名

久保田 戴宝

(9)ア 登記簿記載の住所 高知市朝倉戊1195番地11

イ 氏名

加納 立男

(10)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町宮ケ平175番地 4

イ 氏名

伊井 政興

(11)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町用居丁704番地2

> イ 氏名 岡林 光雄

(12)ア 登記簿記載の住所

吾川郡伊野町枝川858番地67 レジデンス秀和1階6

号

イ 氏名

松﨑 力男

(13)ア 登記簿記載の住所

吾川郡吾北村小川新別787番地

イ 氏名

岡林 清重

(14)ア 登記簿記載の住所

高知市大津乙900番地9 春幸荘2階

イ 氏名

伊藤 保夫

(15)ア 登記簿記載の住所

神奈川県横浜市中区寺久保42番地

イ 氏名

寺岡 康臣

(16)ア 登記簿記載の住所

高岡郡仁淀村別枝775番地

イ 氏名

中田 峰代

- 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保

安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和59年10月農林水産省告示第2131号

(2) 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・

期間及び樹種について

高知県告示第665号

平成30年3月高知県告示第276号で告示した指定施業要件の変 更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森 林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指 定施業要件を変更する予定の通知の内容を佐川町役場に掲示する とともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成30年8月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不分明の森林所有者
- (1)ア 登記簿記載の住所

兵庫県武庫郡本山村224番地

イ 氏名

福家 寿恵太

- 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保 安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年7月農林水産省告示第1142号

(2) 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・ 期間及び樹種について

高知県告示第666号

平成30年3月高知県告示第278号で告示した指定施業要件の変 更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森 林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指 定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係町役場に掲示する とともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成30年8月21日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 所在不分明の森林所有者
- (1)ア 登記簿記載の住所

高岡郡東津野村芳生野丙2649番地

イ 氏名

大地 袈裟次郎

(2)ア 登記簿記載の住所

高岡郡東津野村芳牛野丙2734番地

イ 氏名

大地 徳次

(3)ア 登記簿記載の住所

住所なし

イ 氏名

西山 芳太郎

(4)ア 登記簿記載の住所

高知市相生町1番25号

イ 氏名

沢田 恭子

- 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保 安林として指定された目的

次に掲げる告示(重要流域(平成29年3月農林水産省告示 第401号で指定された重要流域をいう。)に係るものに限 る。)で定めるところによる。

昭和58年10月農林水産省告示第1977号

(2) 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・ 期間及び樹種について

高知県告示第667号

平成30年3月高知県告示第323号で告示した指定施業要件の変 更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森 林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指 定施業要件を変更する予定の通知の内容を四万十市役所及びいの 町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成30年8月21日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 所在不分明の森林所有者
- (1)ア 登記簿記載の住所

香川県高松市鬼無町是竹436番地2

イ 氏名

白形 由美子

(2)ア 登記簿記載の住所

大阪市中央区北浜四丁目7番28号

イ 氏名

住友林業株式会社

- 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保 安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年6月農林水産省告示第1072号(一から三までに限る。)

(2) 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・ 期間及び樹種について

高知県告示第668号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項

の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第 112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112 条の2第3項の規定により告示する。

平成30年8月21日

高知県知事 尾﨑 正直

小筑紫加入区

高知県告示第669号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第3項の規定により平成26年8月高知県告示第493号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成30年8月17日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年8月21日

高知県知事 尾崎 正直

小筑紫加入区

高知県告示第670号

昭和55年4月高知県告示第222号(建設省所管海岸保全区域の 指定)の一部を次のように改正する。

平成30年8月21日

高知県知事 尾崎 正直

大嶋海岸を次のように改める。

大嶋海岸 1 基準点

- (1)。須崎市浦ノ内東分字コズナ3868番15地先に設けた点(基 準飯)を基準点1とする。
- (2) 基準点1から方位角155度13分11秒87.364メートルの点 (基準錠)を基準点2とする。
- (3) 基準点2から方位角183度50分11秒91.171メートルの点 (基準錠) を基準点3とする。
- (4) 基準点3から方位角204度50分00秒109.369メートルの点 (基準紙) を基準点4とする。
- (5) 基準点 4 から方位角202度12分33秒127.046メートルの点 (基準値) を基準点 5 とする。
- (6) 基準点5から方位角225度09分07秒112.867メートルの点 (基準錠) を基準点6とする。
- (7) 基準点 6 から方位角213度06分46秒101.527メートルの点 (基準錠) を基準点 7 とする。
- (8) 基準点7から方位角259度59分12秒74.806メートルの点 (基準紙)を基準点8とする。
- (9) 基準点8から方位角281度50分20秒80.551メートルの点 (基準値)を基準点9とする。
- (10) 基準点 9 から方位角246度40分12秒78.738メートルの点 (基準紙) を基準点10とする。
- (11) 基準点10から方位角244度44分01秒116,305メートルの点

(基準鋲)を基準点11とする。

(12) 基準点11から方位角277度36分42秒89.908メートルの点 (基準鉱) を基準点12とする。

2 補助点

- (1) 基準点1から基準点12までの間の海上に基1Aから基12 Aまでを設定する。
- (2) 基準点1から基準点12までの間の陸側は、基1B1から 基11B8までを設定する。
- (3) 各補助点の位置は、次に掲げるとおりとする。
 - 基1A 基準点1から方位角130度00分03秒30.000メートルの点
 - 基 2 A 基準点 2 から方位角130度00分03秒30.000メート ルの点
 - 基3A 基準点3から方位角111度39分26秒40.271メート ルの点
 - 基 5 A 基準点 5 から方位角81度18分57秒63.865メートル の点
 - 基7A 基準点7から方位角140度59分59秒50.000メート ルの占
 - 基11A 基準点11から方位角172度18分01秒34.631メート ルの点
 - 基12A 基準点12から方位角180度00分00秒50.000メートルの点
 - 基1B1 基準点1から方位角46度05分45秒2.366メート ルの点
 - 基1B2 基準点1から方位角269度23分06秒0.559メート ルの占
 - 基1B3 基準点1から方位角185度46分41秒3.725メート ルの点
 - 基1B4 基準点1から方位角175度18分04秒8.728メート ルの点
 - 基1B5 基準点1から方位角166度44分24秒12.173メートルの点
 - 基1B6 基準点1から方位角167度04分21秒35.996メートルの点
 - 基1B7 基準点1から方位角164度36分03秒36.650メートルの点
 - 基1 B 8 基準点1から方位角162度07分28秒66.972メートルの点
 - 基 2 B 1 基準点 2 から方位角272度45分39秒10.443メートルの点
 - 基 2 B 2 基準点 2 から方位角217度23分51秒11.748メートルの点
 - 基 2 B 3 基準点 2 から方位角194度14分19秒19.283メートルの点

- 基 2 B 4 基準点 2 から方位角187度40分29秒27.001メートルの占
- 基 2 B 5 基準点 2 から方位角185度50分21秒36.959メートルの点
- 基 2 B 6 基準点 2 から方位角186度05分14秒45.265メートルの占
- 基2B7 基準点2から方位角186度46分21秒53.761メートルの点
- 基3B1 基準点3から方位角225度03分07秒14.791メートルの点
- 基3B2 基準点3から方位角209度26分28秒28.700メートルの点
- 基3 B 3 基準点3から方位角206度39分50秒38.582メートルの点
- 基3 B 4 基準点3から方位角206度07分58秒46.636メートルの占
- 基3 B 5 基準点3から方位角206度36分57秒58.519メートルの占
- 基3 B 6 基準点3から方位角207度36分17秒72.644メートルの点
- 基3B7 基準点3から方位角208度54分35秒98.550メートルの点
- 基4B1 基準点4から方位角296度19分19秒8.435メート ルの点
- 基4B2 基準点4から方位角251度55分01秒12.922メートルの点
- 基4 B 3 基準点 4 から方位角236度08分23秒19.613メートルの点
- 基4B4 基準点4から方位角229度00分20秒25.772メートルの点
- 基4B5 基準点4から方位角224度09分44秒32.600メートルの点
- 基4 B 6 基準点 4 から方位角220度20分40秒40.224メートルの点
- 基4B7 基準点4から方位角216度58分03秒49.835メートルの点
- 基4 B 8 基準点4から方位角213度48分14秒63.282メートルの点
- 基4B9 基準点4から方位角209度22分20秒101.107メートルの点
- 基 4 B 10 基準点 4 から方位角208度44分37秒112.940メートルの占
- 基5 B 1 基準点5から方位角304度54分59秒13.945メートルの点
- 基5B2 基準点5から方位角272度59分26秒15.659メー

co

トルの点

- 基5B3 基準点5から方位角254度04分08秒21.014メー
- 基5B4 基準点5から方位角243度54分37秒28.576メー トルの点
- 基5B5 基準点5から方位角242度55分43秒28.389メー
- 基5B6 基準点5から方位角237度33分25秒37.582メー トルの点
- 基5B7 基準点5から方位角232度19分36秒58.991メー トルの点
- 基5B8 基準点5から方位角230度07分41秒76.300メー トルの点
- 基5B9 基準点5から方位角228度49分34秒88.157メー トルの点
- 基5 B10 基準点5から方位角227度41分25秒97.987メー トルの点
- 基6B1 基準点6から方位角11度41分43秒4.317メート ルの点
- 基6B2 基準点6から方位角224度26分51秒8.651メート ルの点
- 基6B3 基準点6から方位角214度59分12秒43.615メー トルの点
- 基6B4 基準点6から方位角214度07分15秒79.884メー トルの点
- 基6B5 基準点6から方位角217度33分31秒86.379メー
- 基7B1 基準点7から方位角350度29分13秒13.517メー トルの点
- 基7B2 基準点7から方位角324度08分11秒12.959メー トルの点
- 基7B3 基準点7から方位角301度54分12秒15.488メー トルの点
- 基7B4 基準点7から方位角286度44分52秒21.072メー トルの点
- 基7B5 基準点7から方位角281度24分06秒25.758メー トルの点
- 基7B6 基準点7から方位角277度42分16秒32.522メー トルの点
- 基7B7 基準点7から方位角276度32分26秒38.523メー トルの点
- 基7B8 基準点7から方位角276度23分59秒43.162メー トルの点
- 基7B9 基準点7から方位角274度18分22秒53.221メー トルの点

- 基7B10 基準点7から方位角277度05分32秒54.047メー トルの点
- 基8B1 基準点8から方位角26度58分20秒22.590メート ルの点
- 基8B2 基準点8から方位角358度32分06秒26,012メー トルの点
- 基8B3 基準点8から方位角336度18分00秒33.139メー トルの点
- 基8B4 基準点8から方位角325度41分22秒40.417メー トルの点
- 基8B5 基準点8から方位角319度38分53秒46.544メー トルの点
- 基8B6 基準点8から方位角312度29分05秒54.765メー
- 基8B7 基準点8から方位角308度16分54秒59.910メー
- 基8B8 基準点8から方位角303度42分57秒65.451メー トルの点
- 基8B9 基準点8から方位角299度35分30秒70.634メー トルの点
- 基8 B10 基準点8から方位角296度12分13秒74.873メー トルの点
- 基8B11 基準点8から方位角292度57分01秒78.968メー トルの点
- 基9B1 基準点9から方位角354度17分09秒10.807メー トルの点
- 基9B2 基準点9から方位角259度20分51秒31,295メー トルの点
- 基9B3 基準点9から方位角255度42分24秒39.062メー トルの点
- 基9B4 基準点9から方位角253度18分45秒47.982メー トルの点
- 基9B5 基準点9から方位角252度10分16秒55.485メー トルの点
- 基9B6 基準点9から方位角251度25分14秒64.256メー トルの点
- 基10B1 基準点10から方位角19度05分12秒7.979メート ルの点
- 基10B2 基準点10から方位角304度43分35秒8.925メート ルの点
- 基10B3 基準点10から方位角258度10分41秒88.109メー
- 基11B1 基準点11から方位角345度05分32秒3.732メート ルの点
- 基11 B 2 基準点11から方位角298度18分57秒51,279メー

トルの点

- 基11B3 基準点11から方位角293度09分25秒58.413メー
- 基11B4 基準点11から方位角289度41分43秒64.204メー トルの点
- 基11B5 基準点11から方位角286度49分29秒69.682メー
- 基11B6 基準点11から方位角283度48分38秒76.075メー トルの点
- 基11B7 基準点11から方位角280度43分30秒83,360メー トルの点
- 基11 B 8 基準点11から方位角277度56分48秒90.437メー トルの点
- 3 区域

基1Aから基12Aまで、基11B8から基1B1まで及び基1 Aの各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

高知県告示第671号

高知県収入証紙条例(昭和39年高知県条例第1号)第5条第1 項の規定により、次のとおり売りさばき人を指定した。

平成30年8月21日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 売りさばき人の住所及び氏名 東京都千代田区紀尾井町3-30 公益社団法人全日本不動産協会
- 2 売りさばき所の所在地及び名称 高知市本町一丁目2番14号 公益社団法人全日本不動産協会高知県本部
- 3 指定年月日 平成30年8月8日

人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここ に公布する。

平成30年8月21日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第17号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則(昭和31年高知県人事委員会 規則第3号)の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項の表4級地の項中

京都府 京都市

な

1	京都府	京都市
	広島県	広島市

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成30年8月21日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 入札に付する事項
- (1) 購入物品の名称及び数量 室戸高等学校外47校で使用する電気 一式
- (2) 購入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 購入物品の納入期間

平成31年1月1日午前零時から同年12月31日午後12時まで

(4) 購入物品の納入場所入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額(入札説明書による。)に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前 にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた 者は、この一般競争入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の 4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県における「平成30~32年度競争入札参加資格者 登録名簿(物品購入等関係)」に登録されている者である こと。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

- (4) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (5) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成30年度から平成32年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等(平成26年9月高知県告示第657号。以下「告示」という。)第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること及び告示第1の2の(9)に該当しない者であること。
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。
- 3 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-8570

高知市丸ノ内一丁目2番20号

高知県会計管理局会計管理課

電話番号088-823-9873

- (2) 入札説明書の交付方法
- ア 手渡しによる交付の場合

平成30年8月21日 (火) から同年9月13日 (木) まで (日曜日及び土曜日を除く。) の午前9時から午後5時まで (午後零時から午後1時までの間を除く。) の間に(1) の交付場所で交付する。

イ ダウンロードによる交付の場合

平成30年 8 月21日午前 9 時から同年 9 月13日午後 5 時までの間に高知県会計管理局会計管理課のホームページ (http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/180101/) で交付する。

(3) 入札の日時及び場所

入札書を平成30年10月9日(火)午後5時までに(1)の交付場所に持参又は書留郵便により提出すること。

- (4) 開札の日時及び場所
- アー日時

平成30年10月10日(水)午前9時

イ 場所

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁本庁舎 地下第 3会議室

- 4 その他
- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金

高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規

則」という。) 第9条、第10条、第39条及び第40条の規定に よる。

(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を平成30年9月13日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、 入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その 他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とす る。

(5) 落札者の決定方法等

規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

- (6) 手続における交渉の有無
- (7) 契約書作成の要否
- (8) 資格審査に関する事項

2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成30年9月10日(月)までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札 の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するととも に、当該事項を申し出ること。

- (9) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)に同じ。
- (10) 詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Supply of electricity for the Muroto

 ∞

Prefectural High School and the other 47 prefectural high schools

- (2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Thursday 13 September 2018
- (3) Date and time for tender (by hand or registered mail): To arrive by 5:00 P.M. on Tuseday 9 October 2018
- (4) Contact: Accounting Management Division, Treasury, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan

Tel: 088-823-9873

(5) Others: As in the tender documentation

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般 競争入札に付する。

······

平成30年8月21日

高知県公営企業局長 北村 強

- 1 入札に付する事項
- (1) 購入物品の名称及び数量 全身用X線CT診断装置 一式
- (2) 購入物品の特質等入札説明書による。
- (3) 購入物品の納入期限 平成31年2月28日
- (4) 購入物品の納入場所 宿毛市山奈町芳奈3番地1 高知県立幡多けんみん病院
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前 にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた 者は、この一般競争入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の 4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県における「平成30~32年度競争入札参加資格者 登録名簿(物品購入等関係)」に登載されている者である

こと。

- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成30年度から平成32年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等(平成29年9月高知県告示第657号。以下「告示」という。)第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと及び告示第1の2の(9)に該当しないこと。
- (5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保 等に関する法律(昭和35年法律第145号)第39条第1項の 高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者である こと
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に 示した入札参加資格要件を満たす者であること。
- 3 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-0850

高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県公営企業局県立病院課

電話番号088-821-4634

- (2) 入札説明書の交付方法
- ア 手渡しによる交付の場合

平成30年8月21日 (火) から同年9月3日 (月) まで (日曜日及び土曜日を除く。) の午前9時から午後5時まで (午後零時から午後1時までの間を除く。) の間に(1) の交付場所で交付する。

イ ダウンロードによる交付の場合

平成30年8月21日午前9時から同年9月3日午後5時までの間に高知県公営企業局県立病院課のホームページ (http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/610101/) で交付する。

- (3) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時

平成30年10月4日(木)午後2時

郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成30年 10月3日(水)午後5時までに(1)の交付場所に必着する こと。

イ 場所

高知市本町五丁目2番17号 本町ビル3階B室

4 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金

高知県公営企業局契約規程(昭和41年高知県企業局管理規程第5号。以下「契約規程」という。)第6条、第22条及び第23条の規定による。

(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を平成30年9月3日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、高知県公営企業局長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、 入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その 他契約規程第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効と する。

(5) 落札者の決定方法

契約規程第9条の規定により決定された予定価格の制限の 範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落 札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結す る日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の 規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1 の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しな いものとする。

- (6) 手続における交渉の有無
 - 無
- (7) 契約書作成の要否
- (8) 資格審査に関する事項

2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成30年9月3日までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札 の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するととも に、当該事項を申し出ること。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)に同じ。

- (10) 詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be procured: X-ray computed tomography scan 1 set
- (2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Monday 3 September 2018
- (3) Date and time for tender (by hand): 2:00 P.M. on Thursesday 4 October 2018
- (4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by 5:00 P.M. on Wednesday 3 October 2018
- (5) Contact: Prefectural Hospital Division, Public Enterprise Bureau, Kochi Prefectural Government 1-7-52 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-0850 Japan Tel: 088-821-4634
- (6) Others: As in the tender documentation